

◎2017年12月定例会・一般質問

◎知事答弁、田辺の再質問、知事の再答弁

【小川洋知事】

お答えを申し上げます。まずはじめに、自転車で観光しやすい環境整備の取組みでございます。

自転車は、自分のペースで好きなところに行くことができますことから、定番の観光地だけでなく、隠れた観光スポットにも立ち寄っていただくための効果的な交通手段だと考えております。また、台湾、欧州などにおきましては、自転車を楽しむ人が非常に多く、自転車を活用した観光は、国内観光客だけでなく、インバウンド向けの新たな観光資源としても有効であると考えております。

現在、久留米市や糸島市などにおきましては、自転車による観光客の増加を踏まえ、独自の取組みを進め、一部の観光施設や飲食店におきましてサイクルスタンドの設置などが始まっております。このほか、福岡市の志賀島、宗像市などにおきましては、レンタルサイクルの利用者が増加し、朝倉市や添田町などにおきましては、自転車を使ったイベントも行われているところでございます。

しかしながら、こうした取組みには、市町村間で差がございます。このため、県におきましては、今年度、市町村、観光協会、そして有識者などで構成をします「サイクルツーリズム検討会」を立ち上げたところでございます。現在、21の市町村がこれ参加しておりまして、これを、玄海灘・遠賀川流域、それから筑後川流域、そしてその他の地域の3つのエリアに分けてそれぞれ検討を進めております。

県といたしましては、この検討会におきまして、安全性の確保やサイクリングに適したコースの設定、交通結節点や飲食店などにおけるサイクルスタンドの設置、休憩場所、トイレ、割引などのサービスを提供する協力店舗の普及拡大など、自転車で観光しやすい環境の整備に関する基本的な方向性につきまして、来年度の早い段階で取りまとめまいります。その上で、より多くの市町村及び観光協会、さらには民間事業者の方々の参画を促し、県を挙げた取組みにつなげていきたいと考えております。

次に、市町村と連携した情報発信及び多言語対応でございます。

自転車で旅をする観光客の皆さんに、県内各地を広く周遊していただき、ゆっくり滞在していただくためには、サイクリングに適したコース、サイクルスタンドの設置場所などについての情報に加えまして、郷土の食、温泉、名所旧跡の場所やお土産を購入できる店舗などについての観光情報を一体的、且つ、適時に発信していくことが重要であると考えております。その際、コース周辺の四季折々の美しい風景写真やイベント情報などを盛り込んでいくことが効果的であると思います。

近年、国内外を問わず、個人の旅行者の割合が増えております。それらの方々が、詳細な情報を求めて、SNSなどインターネットを活用して、行き先を決める、そういう観光客が多くなっているわけでありませう。

このため、県では、先程申し上げた検討会におきまして、県観光連盟、市町村、観光協会と協力をいたしまして、サイクリングや観光に関する情報というものを集約化し、フェイスブック、インスタグラムなどのSNSを活用した情報発信のあり方についても検討していきたいと思っております。

その際、外国人観光客にもその情報がしっかり伝わるよう、多言語での発信についても検討を進めてまいります。

次に、自転車活用推進法に基づく本県の計画策定についてでございます。

自転車活用推進法は、身近な交通手段でございます自転車の活用によりまして、環境への負荷低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることが重要な課題でありますことから、自転車の活用を総合的、計画的に推進するために制定されたものでございます。

この法律におきましては、サイクルツーリズムを含む観光客の来訪促進はもとよりのこと、自転車専用道路、路外駐車場等のハード整備、交通安全に係る教育啓発、公共交通機関との連携の促進など、広範な分野にわたる施策を重点的に実施することを基本方針として定めておりまして、これに基づきまして、国は、来年 6 月を目途に、自転車活用推進計画の策定を進めているところでございます。

本県の計画策定につきましては、県内の自転車を取り巻く実情や課題というものを把握をしながら、また、国の策定作業というものを注視しながら、検討を進めてまいります。

次に、多重債務者生活再生事業の意義と成果についてお尋ねがございました。

この事業でございますけれども、多重債務問題が深刻な社会問題化する中で、多重債務者の生活を再生させることを目的といたしまして、多重債務の整理に関する相談、これへの対応、そして、必要な生活資金の貸付け、それを行うものでございまして、平成 20 年度から取り組んできております。

これまでの間、国が貸金業者への対策といたしまして、年収 3 分の 1 を超える貸付けを禁止する総量規制を実施しました。また、本事業の取組みをはじめ、市町村の相談窓口の整備や関係機関との連携を図ってまいりましたことによりまして、本事業の相談件数や貸付件数は減少してきているところであります。

こうした国の対策、また、本事業などの取組みによりまして、県及び市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口（※）に寄せられております多重債務相談件数は、平成 20 年度の約 5500 件から、平成 28 年度には約 1300 件へと大きく減少しておりまして、この事業は一定の成果をあげているものと考えております。

次に、家計相談支援事業を実施していない 12 市への対応でございます。

多重債務者対策におきましては、多重債務者がどこにも相談できないまま、生活に行き詰まるおそれを未然に防止することが重要であります。

このため、県におきましては、これまで、住民に身近な市町村の相談窓口の整備や体制の強化を進めまして、本年度に入り、県内全市町村の消費生活センター、相談窓口（※）に専門知識を有する消費生活相談員の配置が完了したところであります。これによりまして、県内どこでも、消費生活相談員が多重債務者からの相談を受け、必要な検討や助言を行った上で、債務の整理や家計管理の指導が必要な場合には、弁護士会、日本貸金業協会などの専門機関へつないでいくことが可能となつて

ございます。また、債務整理後、償還に目途が立つ場合には、セーフティネット貸付機関であります社会福祉協議会等につなぎまして、生活福祉資金などのあっせんも行っているところであります。

こうした相談窓口の整備、体制の強化のほか、町村を管轄する本県及び 16 の市では、生活困窮者に対する支援として行われております議員ご指摘の家計相談支援事業を活用し、家計相談、家計管理の指導、さらには、債務整理後の対象者に対する貸付けのあっせんなど取り組みを行っているわけでありませう。

このため、未実施であります県内 12 の市に対しまして、引き続き、この家計相談支援事業の有効性を示すことによりまして、事業実施をするよう、しっかり働きかけを続けてまいります。

次に、多重債務者生活再生事業の見直しに伴う相談と貸付けとの連携でございます。

先程ご答弁いたしましたように、本年度に入りまして、全市町村の消費生活センターや相談窓口消費生活相談員の配置が完了いたしました。多重債務者からの相談を受ける体制を整え、セーフティネット貸付機関につなぎ、相談と貸付けの連携が図れるようになってきているわけでありませう。

今後も、こうした連携を円滑に進めるため、消費生活相談員を対象にいたしまして、多重債務者の実情に応じた債務の整理方法などを助言する研修、これを実施するほか、多重債務相談対応マニュアル、それを充実強化していきますが、この強化をする中で、セーフティネット貸付資金のあっせん事例や、相談と貸付けの一体的な運用方法などを具体的に示していきたいと考えております。

なお、本事業による貸付けは、生活再生のための資金確保の1つとして今利用されているところでございますけれども、他の資金調達手段が整ってまいりましたことから、今後の資金需要を見極め、貸付委託を終了していきたいと、このように考えております。

【田辺の再質問】

ご答弁をいただきました。多重債務者生活再生事業について知事に再質問をいたします。

まず、本事業を見直すに当たり、現在、本県として提供している支援の水準を決して低下させてはならないということをあらためて指摘をいたします。

知事の答弁からは、消費生活相談員の全ての市町村への配置で、多重債務者生活再生事業で行ってきた支援の水準を維持できるとも受け止められる認識が伝わってきましたが、消費生活相談員の方々は多重債務問題だけを扱っているわけではありませなし、専門機関につなぐといっても、これまで民間委託で行ってきた相談と支援が一体となった、伴走型のきめ細かい取り組みと同じ水準になるでしょうか。仮に、その水準を維持できると考えているならば、現在の委託先の支援手法などのノウハウを支援関係者・団体それぞれが完全に吸収するなどのなんらかの手立てによってその質を確保できるようにしなければ、県としての責任を果たすことにはならないと考えますので、この点は強く指摘しておきます。

そのうえで、結局、民間に委託してきめの細かい支援を行ってきた本事業の水準を本当に維持するには、本事業がモデルとなった生活困窮者自立支援制度の家計相談支援事業を、県内全ての市

町村が実施することが必要不可欠と考えます。現在未実施の12の市に対し、県が責任をもって家計相談支援事業を実施するよう説明、説得しなければなりません。そうでないと、県内あまねくどこに住んでいても支援を受けられていたのに、次年度からは同じ水準の支援が受けられなくなる事態が生じると強く懸念をいたします。知事はさきほど、「これを実施するよう、しっかり働きかけてまいる」と答弁していただきましたが、1市でも欠けると、県内全域をカバーできる現状の維持にはなりません。全ての市が家計相談支援事業を実施するよう、県として最大限の努力をすべきだと考えますが、知事の強い信念と考えをお聞きしたいと思います。

最後に、知事は「今後の資金需要を見極め、貸付委託を終了していきたい」と答弁をしていただきましたが、つまるところ、次年度からただちに貸付委託を終えるものではないと解しますが、いかがでしょうか。

これで私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【小川知事の再答弁】

三つご質問がございました。

まず第一点でございますが、県内全市町村で相談体制が整うことになったと申し上げたわけですが、それを中身を充実するために、先ほどもご答弁しましたように、いわゆる相談と貸付の連携を図っていくことが非常に重要でございますので、この連携を具体的に進めていくために、相談員さんを対象に多重債務者の実情に応じた債務の整理方法など助言する研修、その際はこれまで委託をさせていただいたグリーンコープとかそういった経験、ノウハウ、それらも含めていろいろ研修で相談員の方々にお伝えをしたいと考えております。また、多重債務相談対応マニュアル、この中でもですね、具体的にどういう相談を受けてどういうあっせんをしたのか、また、貸付と相談をどうやって一体化して運用していったのか、そういうことについても先ほどご答弁した通り、具体的に示していきたい、ということで、各全市町村に配置あります相談窓口あるいはセンターにおける相談員さんの問題意識と言いますか、対応能力というか、これを高めていきたいと思っております。

それから二点目でございますけれども、おっしゃる通り、家計相談支援事業、これが今16(市)とうちの県(全町村)でやっておりますので、12の市町村(※正確には「市」)については、これはできるだけ早く、この家計相談支援事業の有効性ということを示すことによりまして、その実施について県を挙げてしっかり取り組ませていただきたいと思っております。

それから三点目でございますけれども、現在委託事業で行っております貸付の部分でございますけれども、これも先ほどご答弁したわけでございますけれども、他の資金調達手段が整ってきております。そこを見極めながら、一方で、グリーンコープさん、その資金需要、この推移、それから今後の見通し、それを見極めて、委託の終了というものを考えていきたい、そういうふう考えております。